

富山市景観まちづくり活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号）第24条の規定に基づき、富山市景観まちづくり活動補助金（以下「活動補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、富山市景観まちづくり条例（平成17年条例第227号。以下「条例」という。）の例による。

(補助金の交付)

第3条 市長は、景観まちづくりを推進するため、条例第24条第1項に掲げる景観まちづくり市民団体（以下「市民団体」という。）及び条例第25条第1項に掲げる景観まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 総会、勉強会、その他会議における会場借上費、資料作成費等
- (2) 勉強会、講演会等における講師謝礼
- (3) 刊行物、パンフレット等の印刷製本費
- (4) 先進地視察等における交通費
- (5) 事務に伴う事務用品費、印刷費、通信費、図書購入費等
- (6) その他景観まちづくりに寄与するものとして市長が認めるもの

(補助金の額等)

第5条 活動補助金の額は、当該年度における市民団体又は協議会の活動に要する経費の2分の1以内の額とする。ただし、次の各号に掲げる団体ごとに、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 市民団体 2万円
- (2) 協議会 15万円

2 活動補助金は、3年度を限度として交付する。

(活動補助金の交付の申請)

第6条 活動補助金の交付を受けようとする市民団体又は協議会（以下「申請団体」という。）は、富山市景観まちづくり活動補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(活動補助金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請に対し、活動補助金を交付することに決定したときは、富山市景観まちづくり活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により、活動補助金を交付しないことに決定したときは、富山市景観まちづくり活動補助金交付不決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、活動補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(活動の完了報告)

第8条 前条第1項の規定により、活動補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助対象団体」という。）は、当該年度の活動が完了したときは、富山市景観まちづくり活動補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、市長が認めるときは、書類の一部を省略することができる。

- (1) 会計帳簿等
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(活動補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、活動補助金の額を確定し、富山市景観まちづくり活動補助金交付確定通知書（様式第5号）により補助対象団体に通知するものとする。

(活動補助金の請求)

第10条 市長は、前条に規定する通知の後、補助対象団体から提出される振込依頼書（様式第6号）に基づき、当該補助対象団体に対し、補助金を交付するものとする。

(活動補助金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、助成対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、活動補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により活動補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 活動補助金の交付の決定後の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 条例第1条の目的達成の支障となる行為を行ったとき。

(活動補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により活動補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、景観まちづくり活動補助金返還命令書（様式第7号）により、これを返還させるものとする。

(補則)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月25日から施行する。